

子 発 0 2 2 7 第 1 号  
平 成 3 1 年 2 月 2 7 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」  
の一部改正について

標記については、平成 28 年 9 月 5 日雇児発 0905 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 4 月分の支弁から適用することとされたので通知する。

改正後	現 行																																				
(別紙)	(別紙)																																				
一時保護実施特別加算実施要綱	一時保護実施特別加算実施要綱																																				
<p>1～7. (略)</p> <p>8. 加算の方法等</p> <p>都道府県知事等から指定を受けた施設は、次の(1)から(22)までにより算定した金額の合算した額を毎月加算すること。また、保護単価の設定に際しては別紙1の「一時保護実施特別加算費算出表」を必ず備えておくこと。</p> <p>なお、地域区分の適用は、個々の施設ごとに所在する地域により適用される地域区分（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）第1の5に規定する地域区分をいう。）とする。</p> <p>また(1)から(22)までの経費の用途については、交付要綱の第4の2の表第3欄と同様とし、その他取扱いについては、平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知「『児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について』通知の施行について」と同様とする。</p> <p>(1) 一般分保護単価 (算式) 次の表の月額保護単価×一時保護実施特別加算事業の定員 (月額保護単価表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域区分 定員</th> <th>20/100</th> <th>16/100</th> <th>15/100</th> <th>12/100</th> <th>10/100</th> <th>6/100</th> <th>3/100</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人につき</td> <td>円 236,470</td> <td>円 231,300</td> <td>円 230,010</td> <td>円 226,140</td> <td>円 223,560</td> <td>円 218,400</td> <td>円 214,530</td> <td>円 210,660</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	1人につき	円 236,470	円 231,300	円 230,010	円 226,140	円 223,560	円 218,400	円 214,530	円 210,660	<p>1～7. (略)</p> <p>8. 加算の方法等</p> <p>都道府県知事等から指定を受けた施設は、次の(1)から(22)までにより算定した金額の合算した額を毎月加算すること。また、保護単価の設定に際しては別紙1の「一時保護実施特別加算費算出表」を必ず備えておくこと。</p> <p>なお、地域区分の適用は、個々の施設ごとに所在する地域により適用される地域区分（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）第1の5に規定する地域区分をいう。）とする。</p> <p>また(1)から(22)までの経費の用途については、交付要綱の第4の2の表第3欄と同様とし、その他取扱いについては、平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知「『児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について』通知の施行について」と同様とする。</p> <p>(1) 一般分保護単価 (算式) 次の表の月額保護単価×一時保護実施特別加算事業の定員 (月額保護単価表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域区分 定員</th> <th>20/100</th> <th>16/100</th> <th>15/100</th> <th>12/100</th> <th>10/100</th> <th>6/100</th> <th>3/100</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人につき</td> <td>円 235,070</td> <td>円 229,960</td> <td>円 228,680</td> <td>円 224,840</td> <td>円 222,280</td> <td>円 217,170</td> <td>円 213,330</td> <td>円 209,490</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	1人につき	円 235,070	円 229,960	円 228,680	円 224,840	円 222,280	円 217,170	円 213,330	円 209,490
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他																													
1人につき	円 236,470	円 231,300	円 230,010	円 226,140	円 223,560	円 218,400	円 214,530	円 210,660																													
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他																													
1人につき	円 235,070	円 229,960	円 228,680	円 224,840	円 222,280	円 217,170	円 213,330	円 209,490																													
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 年齢別加算 その月初日において乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ一時保護委託されている場合には、次の算式により算定した額とする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 年齢別加算 その月初日において乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ一時保護委託されている場合には、次の算式により算定した額とする。</p>																																				

改正後

(算式)

次の表の乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児一時保護委託児童数

(乳児加算分月額保護単価 (現員1人につき))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	円 244,770	円 237,730	円 235,980	円 230,700	円 227,180	円 220,150	円 214,870	円 209,600

(1歳児加算分月額保護単価 (現員1人につき))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	円 228,760	円 222,280	円 220,660	円 215,810	円 212,570	円 206,090	円 201,230	円 196,380

(2歳児加算分月額保護単価 (現員1人につき))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	円 162,340	円 157,750	円 156,600	円 153,150	円 150,850	円 146,260	円 142,810	円 139,360

(年少児加算分月額保護単価 (現員1人につき))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	円 34,470	円 33,490	円 33,250	円 32,510	円 32,030	円 31,050	円 30,320	円 29,590

(4)～(7) (略)

(8) 一般生活費

次の算式により算定した額。

(算式)

① (略)

② 6日目から30日目まで

現行

(算式)

次の表の乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児一時保護委託児童数

(乳児加算分月額保護単価 (現員1人につき))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	円 242,990	円 236,010	円 234,270	円 229,040	円 225,550	円 218,570	円 213,340	円 208,110

(1歳児加算分月額保護単価 (現員1人につき))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	円 226,840	円 220,420	円 218,820	円 214,010	円 210,800	円 204,390	円 199,580	円 194,770

(2歳児加算分月額保護単価 (現員1人につき))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	円 160,980	円 156,430	円 155,290	円 151,880	円 149,600	円 145,050	円 141,640	円 138,220

(年少児加算分月額保護単価 (現員1人につき))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員								
1人につき	円 34,180	円 33,210	円 32,970	円 32,240	円 31,760	円 30,790	円 30,070	円 29,350

(4)～(7) (略)

(8) 一般生活費

次の算式により算定した額。

(算式)

① (略)

② 6日目から1ヶ月を超えない日まで (1月が31日の場合は31日)

改正後	現 行
<p>法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,160円（児童が乳児の場合、延児童数×1,180円）</p> <p>③ （略）</p> <p>(9)～(22)（略）</p> <p>(23) 社会的養護処遇改善加算費          本体施設が地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合には、以下の①から⑤の合計額          ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等経営の施設を除く。          なお、①から⑤の対象者については、本体施設の職員と合わせて算定し、その際の加算分保護単価の設定は、本体施設の加算分保護単価に計上すること。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 処遇改善加算（Ⅲ）  <math>18,170円 \times 実施月数 \times 処遇改善加算（Ⅲ）対象者数（千円未満の端数切り捨て）</math></p> <p>④ 処遇改善加算（Ⅳ）  <math>42,400円 \times 実施月数 \times 処遇改善加算（Ⅳ）対象者数（千円未満の端数切り捨て）</math></p> <p>⑤ （略）</p> <p>9. （略）          (別紙1) （略）          (別紙2) （略）</p>	<p>法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×1,160円（児童が乳児の場合、延児童数×1,180円）</p> <p>③ （略）</p> <p>(9)～(22)（略）</p> <p>(23) 社会的養護処遇改善加算費          本体施設が地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合には、以下の①から⑤の合計額          ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等経営の施設を除く。          なお、①から⑤の対象者については、本体施設の職員と合わせて算定し、その際の加算分保護単価の設定は、本体施設の加算分保護単価に計上すること。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 処遇改善加算（Ⅲ）  <math>18,150円 \times 実施月数 \times 処遇改善加算（Ⅲ）対象者数（千円未満の端数切り捨て）</math></p> <p>④ 処遇改善加算（Ⅳ）  <math>42,360円 \times 実施月数 \times 処遇改善加算（Ⅳ）対象者数（千円未満の端数切り捨て）</math></p> <p>⑤ （略）</p> <p>9. （略）          (別紙1) （略）          (別紙2) （略）</p>